令和７年８月７日

**令和７年度行政機関等匿名加工情報に関する提案の募集の公示**

個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第３号。以下「規則」という。）第53条第２項の規定に基づき、令和７年度行政機関等匿名加工情報に関する提案の募集に関し必要な事項（提案の募集要綱）を以下のとおり公示します。

大阪府知事 吉村洋文

**１．趣旨**

行政機関等が保有する個人情報の効果的な利活用が、新たな産業の創出、活力ある経済社会や豊かな国民生活の実現に資するものであることを踏まえ、個人の権利利益の保護に支障がない範囲内において、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第111条の規定に基づいて、大阪府知事、大阪府教育委員会及び大阪府選挙管理委員会（以下「府の機関」という。）が保有する個人情報を加工して作成する行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案を募集するものです。

**２．提案の対象となる個人情報ファイル**

提案の対象となる具体的な個人情報ファイルは、大阪府のホームページ（ウェブサイト）の「提案の対象となる個人情報ファイルである旨を記載した個人情報ファイル簿一覧」に掲載しています。

○　提案の対象となる個人情報ファイルである旨を記載した個人情報ファイル簿一覧

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o070060/johokokai/jigyo2/r7_tokumeikakou_filebo.html#teiantaisyou>

【参考】次の（１）から（３）までのいずれにも該当する個人情報ファイルを提案の対象としています。

（１）　個人情報ファイル簿が作成され、公表されることとなるもの（法第60条第３項第１号）

（２）　個人情報ファイルに大阪府情報公開条例（平成11年大阪府条例第39号。以下「条例」という。）の規定による情報公開請求があった場合に、次の①又は②のいずれかを行うこととなるもの

①　個人情報ファイルに記録されている保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をすることとなるもの（法第60条第３項第２号イ）

②　条例第17条第１項又は第２項の規定により意見書の提出の機会を与えることとなるもの（法第60条第３項第２号ロ）

（３）　行政の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で、行政機関等匿名加工情報を作成することができるものであること（法第60条第３項第３号）

**３．提案の主体（提案者の要件）**

行政機関等匿名加工情報を事業の用に供しようとする者であれば、個人、法人その他の団体の別を問いません（注）。また、単独提案、共同提案のいずれも可能です。

ただし、法第113条の規定により、次に掲げる①から⑥まで（欠格事由）のいずれかに該当する者は提案できません。

|  |
| --- |
| ①　未成年者②　精神の機能の障害により行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者③　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者④　拘禁刑以上の刑に処せられ、又は法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して２年を経過しない者⑤　法第120条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して２年を経過しない者⑥　法人その他の団体であって、その役員のうちに上記①から⑤までのいずれかに該当する者があるもの |

（注）代理人による提案をする場合は、その代理人の権限を証する書面を添えて提案してください。

**４．募集期間**

令和７年８月８日（金曜日）から令和7年９月８日（月曜日）まで

**５．提案の方法**

（１） 提出書類

提案に当たっては、次に掲げる書類（以下「提案書類」という。）を提出してください。

|  |
| --- |
| ○　提案書類①　提案書□行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書（規則別記様式第７）（注１）②　添付書類□誓約書（規則別記様式第８）（上記３．の①から⑥までに該当しないことを誓約する書面）□行政機関等匿名加工情報をその用に供する事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資することを明らかにする書面□提案をする者の本人確認書類（注２）□その他府の機関が必要と認める書類□委任状（別記様式）（代理人の権限を証する書面）（注３）○　提案書及び添付書類の各様式のダウンロード<https://www.pref.osaka.lg.jp/o070060/johokokai/jigyo2/r7_tokumeikakou_filebo.html#youshiki> |

（注１）法第118条第１項の規定に基づき、既作成の行政機関等匿名加工情報について、当初提案をした者以外の者が新たに利用する場合、既に行政機関等匿名加工情報の提供を受けた事業者が利用目的を変更する場合や利用期間を延長する場合には、「作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」（規則別記様式第12）を提出してください。提案の方法、審査及び契約に係る手続については、当初の提案の場合に準じます。

（注２）提案をする者が個人である場合は、運転免許証、個人番号カード等の写しを添付してください。提案する者が法人その他の団体である場合は、登記事項証明書、印鑑登録証明書等（提案の日前６か月以内に作成されたものに限る。）を添付してください。

（注３）代理人による提案をする場合に限ります。

 　　　　 なお、代理人による提案をする場合は、提案をする者の本人確認書類に加え、代理人自身の本人確認書類も添付してください。添付する本人確認書類の種類は、（注２）と同様です。

（２） 提案書類の提出方法

　　　次に掲げるいずれかの方法により提出してください。

　　①　持参（注１）又は郵送・信書便（注２）による場合

提案書類２部を提出してください。

（注１）持参による場合は、平日の午前９時から午後５時まで

（注２）郵送・信書便による場合は、封筒の表面に「行政機関等匿名加工情報の利用に関する提案書類在中」と朱書きしてください。また、締切日当日必着です。

　　②　メールによる場合

　　　提案書類を送信してください。

　　　（注）締切日当日必着です。

|  |
| --- |
| ○　提案書類の提出先　①　持参又は郵送・信書便による場合〒540-8570大阪市中央区大手前二丁目１番22号大阪府府民文化部府政情報室情報公開課情報公開グループ　あて　②　メールによる場合　　電子メール：johokokai-g01\_atmark\_sbox.pref.osaka.lg.jp　　※迷惑メール防止のため、「@」を「\_atmark\_」と表示しています。メールをお送りになる際には、「\_atmark\_」を「@」（半角）に置き換えてください。 |

**６．提案の審査基準**

提案については、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査します。

|  |
| --- |
| ①　提案者が法第113条各号（欠格事由）のいずれにも該当しないこと。②　提案に係る行政機関等匿名加工情報の本人の数が、行政機関等匿名加工情報の効果的な活用の観点からみて1,000人以上であり、かつ、提案に係る個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数以下であること。③　特定される加工の方法が特定の個人を識別できないように及びその作成に用いる保有個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして規則第62条で定める基準に適合するものであること。④　行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであること。⑤　利用期間が事業の目的内容並びに行政機関等匿名加工情報の利用目的及び方法からみて必要な期間であること。⑥　提案に係る行政機関等匿名加工情報の利用目的・方法、漏えい防止等の適切な管理のために講ずる措置が当該行政機関等匿名加工情報の本人の権利利益を保護するために適切なものであること。⑦　府の機関が提案に係る行政機関等匿名加工情報を作成する場合に府の機関の事務に著しい支障を及ぼさないものであること。 |

**７．審査結果の通知**

提案に対する審査結果は、各提案者に個別に通知します。

**８．行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約**

審査基準に適合すると認めるときは、提案者に対して「審査結果通知書」（規則別記様式第９）とともに同封する「行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結の申込書」（規則別記様式第10）及び契約の締結に関する書類（契約書２通）に必要事項を記入して提出することにより、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができます。この場合、所定の手数料を納付していただきます。ただし、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結後は、契約条件の変更は認めません。

なお、提案が審査基準に適合しないと認めるときは、「審査結果通知書」（規則別記様式第11）に理由を付してその旨を通知します。

**９．留意事項**

（１）提案者は、提案書類の提出をもって、この募集要綱の記載内容を承諾したものとします。

（２）府の機関からの審査結果通知書等の発送料を除き、提案に係る一切の費用は提案者の負担となります。

（３）提案書類の不備があるときや記載事項が不十分と認めるときは、説明や提案書類の訂正を求めることがあります。

（４）府の機関が作成・提供した行政機関等匿名加工情報の原著作権は府の機関に帰属します。

（５）行政機関等匿名加工情報の利用は契約に基づくものであるため、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の対象外となります。

（６）提案書類は返却しません。

**10．提案に関する連絡先**

提案の手続等についてご不明な点がございましたら、次の連絡先までお問い合わせください。

なお、相談内容により時間を要する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

|  |
| --- |
| ○　提案に関する連絡先大阪府府民文化部府政情報室情報公開課情報公開グループ電話：06-6944-6066ファクシミリ：06-6944-3080電子メール：johokokai-g01\_atmark\_sbox.pref.osaka.lg.jp※迷惑メール防止のため、「@」を「\_atmark\_」と表示しています。メールをお送りになる際には、「\_atmark\_」を「@」（半角）に置き換えてください。 |

別記様式（委任状（代理人の権限を証する書面））

委任状

郵便番号

（ふりがな）

住所又は居所

受任者　　（ふりがな）

氏名

連絡先

上記の者を代理人とし、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第112条第１項・第118条第１項前段・第118条第１項後段、第115条及び第119条の規定による手続に関する一切の権限を委任します。

　　　年　月　日

郵便番号

（ふりがな）

住所又は居所

委任者　　（ふりがな）

氏名

連絡先

記載要領

１．不要な文字は、抹消すること。

２．法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名を記載すること。

３．委任者が法人その他の団体にあっては、住所又は居所には本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。

４．連絡先には連絡の取れる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。担当部署がある場合は、当該担当部署及び担当者を記載すること。

　５．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。